

第82号議案

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

品川区長 濱 野 健

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

第1条 品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の25」を「100分の14」に改める。

第2条 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の14」を「100分の25」に、「100分の168」を「100分の162.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（説明）区長および副区長の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。